

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

( 答 申 第 73 号 )

令和4年8月16日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

## 答 申

### 第1 審査会の結論

大津市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書非公開決定は、妥当である。

### 第2 審査請求の経過

#### 1 公文書公開請求

令和3年5月12日、審査請求人は、大津市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対して次の公文書の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

「〇〇年〇〇月〇〇日、教育委員会コンプライアンス推進員に「ハラスメントの（疑いの）申出」をし、同年〇〇月〇〇日に、〇〇職員支援室長及び〇〇政策監より「本件はハラスメントに該当しない。」と言われた。別添、「相談対応の流れ」に沿って誤解であると判断した結果であると思われる。よって職員支援室長及び〇〇政策監が誤解であると判断に至った関係書類及び判断を決定した文書一式全ての公開を求めます。」

#### 2 実施機関の決定

令和3年5月24日、実施機関は、本件公開請求に係る公文書（以下「本件公文書」という。）は作成しておらず、存在しないとして条例第11条第2項の規定に基づき、公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

#### 3 審査請求

令和3年5月31日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、審査請求を行った。

### 第3 審査請求の趣旨

本件公文書の公開を求めるものである。

### 第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 〇〇年〇〇月、審査請求人が、〇〇から違法行為の強要（パワーハラスメント）を受けたことから、教育委員会のコンプライアンス推進員に通報を行ったところ、同年〇〇月に同推進員及び職員支援室長からハラスメントには当たらないとの報告を受けた。
- 2 本件処分の理由として「当該公文書は、実施機関では作成しておらず、存在しない。」とのことだが、ハラスメント担当部署である職員支援室の判断なしに、ハラスメントの有無を決定できるはずがない。
- 3 実施機関は、「個人情報及び公文書における文書の作成は規定しておらず、ハラスメントには該当しない旨の報告をするために同席したものである」と主張しているが、誰がどのようにしてハラスメントには該当しないと決定できるのか。職員支援室長の主観だけで当該案件については、ハラスメントに該当しないと判断されたのか。大津市職員に対する「心身に重大な危険

を生じさせる恐れのある行為」の是非について、職員支援室長だけの判断で決定できるはずがなく、そのようなことがあれば大問題である。ゆえに、上記判断に至った関係書類及び判断を決定した文書等が存在しないなどの理由は成立せず、組織をもって対応しているはずである。

- 4 ハラスメント相談窓口である職員支援室長とコンプライアンス推進員には公務上のこととして相談したのであり、公務時間外に職場の知り合いに相談したのではない。公務上起きたハラスメント事案を、上記の2人が公務として相談を受け、通報を誤解であると判断したにもかかわらず、記録がないということはある得ない。
- 5 職員支援室だけでなく、関係機関で協議された議事録、決定に至った経緯、処理方針を公開してほしい。
- 6 ハラスメントの疑い連絡票の作成の次の段階の文書、ハラスメントの有無の判断を誰がして、その判断は何に基づいてされたのかの文書が一切ないというのがある得ない。

## 第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 「職場におけるハラスメントの防止について」のマニュアルでは、パワー・ハラスメントの判断基準やハラスメント相談・対応フロー図は示しているが、文書の作成は規定していない。
- 2 本件公文書の範囲について、ハラスメントの申出該当性の判断理由等を記載した書類と捉えて本件処分を行った。関連する文書として、ハラスメント相談があったときに作成する連絡票や健康相談記録等が存在するが、これらについては本件公開請求とは別に開示をしている。
- 3 ハラスメント該当性の判断は、コンプライアンス推進員と職員支援室長が協議して行った。現在であれば協議記録を残しているが、〇〇年当時は、ハラスメントに該当しないと判断した場合には、文書で残すべき特段の事情がない限り口頭で処理していた。
- 4 なおハラスメントに該当すると結論を出した場合には、大津市公正職務審査委員会等に判断を仰ぐため、該当すると考えた理由に関する書類を作成するが、当該申出についてはハラスメントには該当しないと判断したため判断理由に関する書類は作成していない。
- 5 当該ハラスメント相談については、ハラスメントには該当しない旨の報告をするために同席したものであり、職員支援室では判断に至る関係記録をとっていない。よって、判断に至った関係書類及び判断を決定した文書は存在しないため公文書非公開決定を行った。

## 第6 審査会の判断理由

- 1 本件公開請求について  
実施機関は、本件公開請求に対して本件公文書を作成又は取得しておらず存在しないとして非公開決定を行った。  
審査請求人は、これを不服として本件公文書の公開を求めていることから、本件処分の妥当性について検討する。
- 2 本件公文書の存否について  
(1) 審査請求人が公開を求める文書は、上記第2 1のとおり「職員支援室長及び〇〇政策監が誤解であると判断に至った関係書類及び判断を決定した文書一式」である。

ただし、「ハラスメントの疑い連絡票」は既に開示されており、この点については審査請求人と実施機関との間に争いはない。

審査請求人は、そのうえで上記「職員支援室長及び〇〇政策監が誤解であると判断に至った関係書類及び判断を決定した文書一式」の公開を求めているのであるから、本件公開請求で公開を求める文書の対象は既に開示されている「ハラスメントの疑い連絡票」を除く「職員支援室長及び〇〇政策監が誤解であると判断に至った関係書類及び判断を決定した文書一式」の趣旨であると解するのが相当である。

以下、上記公開請求の対象を前提として審査会の判断理由を述べる。

- (2) 実施機関は、当該ハラスメント相談について「大津市ハラスメントの防止等に関する指針」及び同指針を元に策定された〇〇年当時のマニュアルには、ハラスメント相談対応に際しての文書作成義務は規定されていないと説明する。

この点、当審査会で、同指針及びマニュアルを確認したところ、ハラスメントの申出・相談があった場合、相談を受けた者が「事実関係を正確に把握し、記録する。」との記載が認められた。よって、同指針及びマニュアルに基づき調査結果としての事実関係については記録文書を作成する必要があるが、その事実関係を基にしたハラスメントの有無に関する判断理由、または検討経過等に関する文書作成は必ずしも必要とされていなかった。

上記(1)で述べた「ハラスメントの疑い連絡票」には、相談受付日、受付者、相談の具体的な内容等が記載されている。このような記載内容からすれば、「ハラスメントの疑い連絡票」が、同指針及びマニュアルに則って作成された事実関係についての記録文書に当たるものと認められる。そして、上記のとおり判断理由や検討経過等に関する文書の作成は必ずしも必要とはされていなかったのであるから、「ハラスメントの疑い連絡票」以外に作成又は取得された公文書が存在しないことについて、実施機関の説明に特段不合理な点はない。

これに対し審査請求人は組織としての判断である以上は文書等がないことはあり得ないと指摘するが、当時の同指針及びマニュアルの記載内容からすれば、実施機関の説明を覆すほどの不合理性が認められるとまでは言えない。

### 3 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 6月29日	諮問書の受理
令和3年11月17日	実施機関からの事情聴取 審査請求人の意見陳述 審議
令和4年 4月25日	審議
令和4年 5月23日	審議
令和4年 7月 4日	審議

令和4年 8月 4日	審議
令和4年 8月16日	答申